

1 全体

Q1 事業対象者の「その他営農集団」とは具体的に何か。

農業協同組合等の部会等を想定しています。

Q2 個別農家だが本事業を活用したい。

個別農家は事業実施主体となることはできません。

農業協同組合の部会等が事業実施主体となることは可能ですので、部会等の単位で事業申請をお願いします。

Q3 予算額を超える申請があった場合、どうなるのか。

事業審査会に諮り、次の審査事項について審査し、予算の範囲内で認定する事業を決定します。

(1) 事業目的及び計画の妥当性

イ 計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。

ロ 目標達成の施設・機械等の整備計画が適切であること。

ハ 計画が長期にわたり継続可能な内容であること。

(2) 事業内容及び効果の妥当性

園芸産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。

(3) その他必要と認められる事項

なお、種苗費支援事業の場合、対象品目を「園芸産出額倍増に寄与する園芸品目」としていますが、仮に予算を超える申請があった場合、みやぎ園芸特産振興戦略プランで県戦略品目や地域戦略品目に位置付けられている品目を優先的に採択します。

Q4 整備事業及び推進事業の予算と種苗費支援事業の予算にミシン目はあるのか。

種苗費支援事業の予算は、種苗費支援事業に優先的に配分しますが、種苗費支援事業の1回目の募集期間（6月20日まで）を過ぎても、種苗費支援事業の予算に残額が生じる場合は、整備事業及び推進事業の予算として活用できるようにします。

種苗費支援事業の活用を希望する場合は1回目の募集期間中に計画申請をお願いします。

2 整備事業について

Q5 県戦略品目とは具体的に何か。

県のみやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）で定める重点振興品目のうち、県全域の基幹品目として産地化されており、今後、更に産地の拡充を図る品目として園芸特産振興会議で選定された品目を「県戦略品目」としています。

具体的には、いちご、きゅうり、トマト、ほうれんそう、パプリカ、ねぎ類、たまねぎ、キャベツ、えだまめ、ばれいしょ、レタス、せり、さつまいも（令和6年3月追加）、輪ぎく、スプレーぎく、鉢もの類・花壇用苗もの類、日本なし、りんご、ぶどうの19品目が整備事業の対象となる県戦略品目（園芸品目）です。

Q6 汎用性の高い機械等（トラクターやカッター等）は補助対象となるか。

みやぎ園芸特産振興戦略プランで定める県戦略品目（園芸品目に限る）の産地発展のために真に必要な機械等であることが確認できれば補助対象となり得ますが、単純更新や園芸品目以外への利用が主目的である場合は補助対象外とします。

県戦略品目（園芸品目に限る）の産地発展のために当該機械等が必要である旨を、事業計画書に詳しく記載してください。

3 種苗費支援事業について

Q7 種苗費支援事業は令和7年度以降は継続するのか。

種苗費支援事業は、令和6年度予算に限り認められた事業です。この機会に園芸品目の面積拡大等を御検討いただければと思います。

Q8 令和7年3月15日までに納品・支払いが終わらないものは補助対象外か。

令和7年3月15日までに納品・支払いが終わらないものは補助対象外です。令和6年4月1日から令和7年3月15日の間に確実に納品・支払いを終えることのできるもののみ申請をお願いします。

Q9 令和6年4月1日より前に納品・支払いが済んだものは補助対象外か。

種苗費支援事業をインセンティブとして園芸品目の拡大を図ることを目的としているため、令和6年4月1日より前に納品・支払いを終えているものは補助対象外です。令和6年4月1日から令和7年3月15日の間に確実に納品・支払いを終えることのできるもののみ申請をお願いします。

Q10 複数年分の種子を令和6年4月1日より前に購入してしまっているが、対象外か。

令和6年4月1日より前に購入した種子は、本事業がなくても利用される計画であったことが推測されるため、補助対象外です。なお、園芸品目の面積拡大のため、当該種子とは別に令和6年4月1日以降に購入する種子については補助対象です。

Q11 同一ほ場で同一の園芸品目を複数回作付けする場合の補助対象経費とは。

同一ほ場で同一の園芸品目を複数回作付けする場合（例：ほうれんそう等）は、面積拡大に必要な1年分の種苗費の導入経費を補助対象経費とします。

Q12 同一ほ場で複数の園芸品目を作付けする場合の補助対象経費とは。

同一ほ場で複数の園芸品目を作付けする場合（例：えだまめ→ブロッコリー等）は、各品目の面積拡大に必要な種苗費の導入経費を補助対象経費とします。

Q13 面積拡大分の種苗費の計算方法は。

実際の購入金額をもとに、補助対象面積分の種苗費を按分して補助金額を算出願います。なお、領収書の写し等に按分の計算式を手書きで記載してください。

Q14 1回目の募集案内の時点では種苗費の単価が分からない場合はどうしたら良いか。

前年度の単価を参考に、見込みの単価で計画申請をお願いします。

なお、その後、単価が変わった場合は、要綱別表の「事業の重要な変更」に該当する場合は、計画変更の手続きが必要です。また、「事業の重要な変更」に該当しない場合であっても、交付決定金額の増額が必要な場合も計画変更の手続きが必要です。

ただし、予算には限りがあるため、補助金額の増額の変更ができない場合もあります。

Q15 農業協同組合等が事業実施主体となり生産者の種苗費を助成することも可能か。

農業協同組合等が生産者に対して園芸品目の面積拡大等に必要な種苗費の一部を助成する取組（販売金額を減額する取組を含む）も可能です。補助金額は、面積拡大等に必要な種苗費の2分の1以内とします。

その場合、実績報告書に「生産者への助成額が分かる資料」を添付してください。

Q16 園芸産出額倍増に寄与する園芸品目とは具体的にどういうことか。

県のみやぎ園芸特産振興戦略プランに掲げる「重点振興品目」に限定せず、幅広く対象品目を設定し、地域の特色ある園芸産地の育成、園芸産出額の倍増につなげるため、全ての園芸品目を対象としております。なお、特用林産物のしいたけやわさび、たけのこ等は対象外です。

Q17 他の交付金（産地交付金の県設定枠「露地園芸助成」等）との重複受給は可能か。

産地交付金の県設定枠「露地園芸助成」は、水田における露地園芸品目の定着を目的とした支援であるのに対して、本事業（種苗費支援事業）は園芸品目の拡大等を図るために必要な種苗費を支援するもので、重複受給可能です。

なお、本事業（種苗費支援事業）と同様に、種苗費を支援する他の事業との重複受給は認められません。